

奈良県告示第四百六十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により道路を次のとおり指定し、同令第十条第一項に規定する通行方法を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般県道京終停車場薬師寺線	奈良市南京終町九二三先から 奈良市南京終町二一二番三先まで

二 通行方法

1 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。

2 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成三十一年四月一日